

青森県報

第二千五百三十五号

平成十七年
九月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……二

訓 令

IT E R 誘致推進室設置規程及びIT E R 誘致推進東京連絡事務所設置規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……二
 青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……三
 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(保 険 課) ……三
 身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……三
 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……三

公 告

地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……四
 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数……………(事務局) ……四

人事委員会

人事委員会規則七 六〇(福祉業務現業手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五

正 誤

平成十七年三月三十日号外第三十三号訓令中……………(人事課) ……八
 平成十七年九月二十一日定例公告中……………(弘前県土整備事務所) ……八

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十三号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第六号八中「第十二条の六」を「第十二条の六第一項」に改め、同号水中「及び」を「並びに」に改め、「届出」の下に「及び第十四条の二第三項において準用する第七条の二第四項の規定による産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該当するに至った旨の届出」を加え、同号ト中「及び」を「並びに」に改め、「届出」の下に「及び第十四条の五第三項において準用する第七条の二第四項の規定による特別管理産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該当するに至った旨の届出」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十四号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一上平団地の項中「八十八戸」を「八十二戸」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第三十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

ITER誘致推進室設置規程及びITER誘致推進東京連絡事務所設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

ITER誘致推進室設置規程及びITER誘致推進東京連絡事務所設置規程の一部を改正する訓令

（ITER誘致推進室設置規程の一部改正）

第一条 ITER誘致推進室設置規程（平成十四年五月青森県訓令甲第三十三号）の

一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 ITER関連施設（ITER（国際熱核融合実験炉をいう。）による研究に関連して設置される施設をいう。）の本県への誘致の推進並びに立地に伴い講ずる施策の企画及び調整に関すること。

（ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程の一部改正）

第二条 ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程（平成十六年三月青森県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ITER（国際熱核融合実験炉をいう。）の本県への誘致の推進」を「ITER関連施設（ITER（国際熱核融合実験炉をいう。）による研究に関連して設置される施設をいう。）の本県への誘致の推進及び立地に伴い講ずる施策」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年十月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所長の項の第五号口中「第十二条の六」を「第十二条の六第一項」に改め、同号二中「及び」を「並びに」に改め、「届出」の下に「及び第十四条の二第三項において準用する第七条の二第四項の規定による産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該当するに至つた旨の届出」を加え、同号へ中「及び」を「並びに」に改め、「届出」の下に「及び第十四条

の五第三項において準用する第七条の二第四項の規定による特別管理産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該当するに至った旨の届出」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年十月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名 称	アースサポート株式会社	居宅サービス事業を行う事業所	名 称	アースサポート株式会社八戸センタービル	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所	東京都渋谷区本町一丁目八の七		所在地	八戸市大字売小字一五の二	
居宅サービスの種類	訪問入浴介護					平成十七年九月三十日

青森県告示第七百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	医療法人尚志会	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	名 称	
			所 在 地	
			三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	
			平成十七年九月三十日	

青森県告示第七百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第七十二条第一号の規定により公示する。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	有限会社仁智会	身体障害者居宅支援の種類	名 称	デイサービス小牧野	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	青森市大字荒川字筒井三〇六の一	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	名 称	青森市大字荒川字筒井三〇六の一	
				所在地	平成十七年九月三十日	

青森県告示第七百六十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「三厩村漁業協同組合

東津軽郡外ヶ浜町字三厩本

を削る。

公 告

地籍調査の成果の認証

黒石市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
黒石市	大字乙徳兵衛町の一部 大字甲大工町の一部 大字乙大工町の一部 大字後大工町の一部 大字大板町の一部 大字元町の一部 黒石の一部 西ヶ丘の一部 大町二丁目的一部 大町二丁目的一部 大町二丁目的一部 緑町二丁目的一部 緑町二丁目的一部 大字袋字村山の一部	

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字相坂字六日町山二四五、一六〇の一、一六〇の一、一六一の一、一六二の一、一六三の一、一六四の一、一六五の一、一六六の一、一六七の一、一六八の一、一六八の一、一六九の一、一七〇の一、一七〇の一、一七一の一、一七二の一、一七三の一、一七四の一、一七五の一、一七五の一、一七六の一、一七八の一、一七九の一、一八〇の一、一八三の一、一八五の一、一八八の一、二二四、二六四及び二六五	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 イオン株式会社

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

平成十七年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十七年九月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、八四三人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二六五、三五一人
 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、そのを超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、六七五人
- 西津軽郡選挙区 一八、〇三五人
- 南津軽郡選挙区 二六、〇六一人
- 北津軽郡選挙区 一六、九二〇人
- 上北郡選挙区 三一、一〇四人
- 下北郡選挙区 一〇、三八二人
- 三戸郡選挙区 二四、四一八人
- 青森市選挙区 七九、七五四人
- 弘前市選挙区 五二、一三九人
- 八戸市選挙区 六四、四五四人
- 黒石市選挙区 一〇、五七四人
- 五所川原市選挙区 一三、三七四人
- 十和田市選挙区 一六、八三三人
- 三沢市選挙区 一一、三三六人
- むつ市選挙区 一三、三三五人

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 六〇(福祉業務現業手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六〇(福祉業務現業手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六〇(福祉業務現業手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十五条の第二項」を「第十一条第一項第二号口からホまで」に、同条第二項第一号中「第十六条の第二項第一号又は第二号」を「第十二条の第三項第一号又は第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一弘前市の項中「法規、事務管理担当」を「事務管理担当」、法規係長」に改め、同表八戸市の項中「法規、庁中取締り」を削り、「文書法規班長、庁舎管理班長」を「行政経営室室長補佐、文書法規グループリーダー、庁舎管理グループリーダー」に改め、「教育政策課課長補佐」を削り、「総務企画班長」を「総務企画グループリーダー」に、

出先機関	支所	支所長、所長
出先機関	支所	支所長、所長
南郷区役所	支所	支所長、所長
次長、課長	支所	支所長、所長

に、

を

斎場

斎場長

清掃事務所	所長、課長、課長補佐、 理班長、清掃業務班長
下水道事務所	課長

を

清掃事務所	所長、課長、管理グループ リーダー、収集グループ リーダー
下水道事務所	課長、室長

に、「管理課課長補佐、
総務班

公民館	館長（中央公民館に置くものに 限る。）
-----	------------------------

を

診療所	所長
公民館	館長（中央公民館に置くものに 限る。）

に、「副館長」を「館長、副館

長」に、

給食センター	所長
--------	----

を

給食センター	所長（南郷地区給食センターに 置くものを除く。）
南郷事務所	所長、課長

に改め、同

表黒石市の項中「事務管理、」及び「秘書」を削り、「予算担当」の下に「室長補佐」を加え、「行政総務係長」を削り、「管財課管理係長」の下に「行政改革推進係長」を加え、同表十和田市の項中「部長、課長、課長補佐」を「部長、理事、課長、行政管理室長、課長補佐」に改め、「法規」を削り、「秘書係長、職員係長、行政係長」を「主幹（法規担当）、職員係長、行政管理係長、秘書係長」に

改め、「財政係長」の下に「主任主査（人事担当）」を、「次長」の下に「（人事担当）」を加え、

出先機関	農業委員会 事務局	事務局長
出先機関	保育所	園長

を

出先機関	農業委員会 事務局	事務局長、総括参事
出先機関	支所	支所長、課長
出先機関	保育所	園長（十和田湖保育園に置くものを除く。）

に改め、「

医療局長」を削り、

公民館	館長
図書館	館長
市民文化センター	館長
視聴覚センター	所長

を

市民文化センター	館長
----------	----

に改め、同

表三沢市の項中「人事係長」を「人事管理係長」に改め、同表むつ市の項中「部長、理事、次長（室に置くものを除く。）」を「部長、防災専門監、税務調整監、理事、次長、財政調整監、環境保全対策専門監」に、「財政課総括主幹」を「総括主幹（総務課 管財課及び財政課に置くものに限る。）」に、

出先機関	保育所	所長
------	-----	----

を

項の次に次のように加える。

つがる市										
出先 機関					本庁					
ざんなん荘	成人病センター	福祉事務所	出張所	支所	農業委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	議会事務局	収入役室
所長	院長、 副院長	所長	所長	支所長、 課長	事務局 局長	事務局 局長	事務局 局長	教育長、 教育次長、 課長、 室長	事務局 局長	課長

出先 機関	
分庁舎	保育所
所長、 課長	所長

に改め、同

別表第一平内町の項中「総務課副参事」を「総務課調整監、総務課副指導監（庁舎管理担当）」に、「人事、予算、法規、庁舎管理担当」を「法規担当」に、「室長」を「課長」に、

出先 機関		村長部局		村長部局		農業委員会事務局		農業委員会事務局		教育委員会事務局		選挙管理委員会事務局		農業委員会事務局	
病院	保育所	収入役室	課長	課長	課長	事務局	事務局	事務局	事務局	教育長、 教育次長、 課長	教育長、 教育次長、 課長	事務局	事務局	事務局	事務局
院長、 副院長、 総看護師長、 事務長	総括保育所長	課長	課長	課長	課長	事務局 局長	事務局 局長	事務局 局長	事務局 局長	教育長、 教育次長、 課長	教育長、 教育次長、 課長	事務局 局長	事務局 局長	事務局 局長	事務局 局長

長」を「課長、室長」に、

に改め、同表板柳町の項中「課

を

中 表木造町の項、森田村の項及び柏村の項から車力村の項までを削り、同表相馬村の項

に改め、同

を

長」を「事務局長」に改め、同表蓬田村の項中

に、「事務

を

を

発行年月日 平成十七年九月三十日	区分 公告	ページ 四	上段	行 一三	誤	正
---------------------	----------	----------	----	---------	---	---

弘前県土整備事務所

発行年月日 平成十七年九月三十日 号外第三三三三号	区分 訓令甲	番号 第一六号	ページ 九	下段	第一号様式中	誤	正
日本工業規格A1線型						日本工業規格A4線型	

人 事 課

正 誤

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

業務組合の項中「クリーンセンター所長」の下に、「次長」を加え、同表中部上北広域事業組合の項中「砕石場長」を削り、同表津軽北部広域事務組合の項を削り、同表青森地域広域事務組合の項中「総務課副参事」を「総務課主幹（人事担当）」に改める。

大間病院	院長、副院長、総看護師長、看護師長、事務長
------	-----------------------

に改め、同表西北五環境整備事

大畑病院	院長、副院長、総看護師長、事務長
大間病院	院長、副院長、総看護師長、看護師長、事務長

を

表十和田湖町の項を削り、同表六ヶ所村の項中「財政課総括課長補佐」を「室長（課に置く室に置くものを除く。）」に改め、「総務課課長補佐」の下に「財政課課長補佐（予算担当）」を加え、「教育長」の下に「教育次長」を加え、同表川内町の項及び大畑町の項を削り、同表大間町の項中「室長」を削り、「総務課課長補佐」の下に「（人事担当）」を加え、同表東通村の項中「課長」の下に「室長」を加え、同表脇野沢村の項を削り、同表三戸町の項中

出先 機関	病院	院長、副院長、総看護師長、事務長
----------	----	------------------

に改め、同

表階上町の項中

課長	を	課長、グループリーダー
----	---	-------------

に

病院	院長、副院長、総看護師長、事務長
----	------------------

に改め、同

病院	院長、副院長、総看護師長、事務長
学校給食共同調理場	所長

を

改め、同表南郷村の項を削り、同表弘前地区環境整備事務組合の項中「ごみ処理施設工場長、し尿処理施設所長」を「し尿処理施設所長、ごみ処理施設所長、ごみ処理施設工場長」に改め、同表一部事務組合下北医療センターの項中「総看護師長、副総看護師長」を「看護局長、看護同次長」に、

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 青森県 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭